

道産建設資材データベース運営要領

第1 目的

この要領は、道等が発注する公共事業で使用可能な道産建設資材の利用促進を図るため、北海道が整備する「道産建設資材データベース」(以下「データベース」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要領において「道産建設資材」とは、建設工事に使用される資材であって北海道内の事業所において製造または加工がなされたものをいう。
- 2 この要領において「情報登録者」とは、この要領に定める事項を承諾の上、北海道が指定する手続きに基づき、データベースに自らが製造または加工し商品として提供する道産建設資材情報の登録をした者をいう。
- 3 この要領において「利用者」とは、この要領に定める事項を承諾の上、データベースを活用した情報サービスを利用する者をいう。

第3 北海道、情報登録者及び利用者の責任等

- 1 北海道は、コンピュータシステム等の故障及び保守点検その他の理由によりデータベースの中断または遅延等が生じても、その結果情報登録者及び利用者が被った損害等に対し、北海道は一切の責任を負わないものとする。
- 2 北海道は、このデータベースへの情報登録者及びデータベースの利用により、情報登録者及び利用者トラブルが発生し、あるいは損害を受けても、一切の責任を負わないものとする。
- 3 北海道は、情報登録者と利用者の間における取引の斡旋、申込、発送、代金の決済その他販売または購入に必要な手続きに関与しないものとする。
- 4 北海道は、このデータベースへの情報登録をもって、当該商品及び情報登録者に対し、法令上の権利義務、商品及びサービス、信用等を保証するものではない。
- 5 北海道は、このデータベースへの情報登録をもって、当該商品及び情報登録者に対し、認定、許可、認可、推薦、推奨、表彰及び支援その他の資格を与えるものではない。
- 6 データベースに登録する商品及び情報登録者に係る情報に関して、虚偽または誇大な表現若しくは第三者を誹謗中傷する表現若しくは公序良俗に反する表現は、これを排除するものとする。

第4 利用者の遵守事項等

- 1 データベースの利用は、北海道内の道産建設資材の製造加工業の活性化または支援に資するための利用に限るものとし、利用者は、次の事項を遵守しなければならない。
 1. データベースから入手した情報を転売するなど、営利目的で第三者に譲渡しないこと。
 2. 北海道の許可なく、データベースに登録しているデータを著作物等に転載しないこと。
- 2 上記1の事項を遵守しなかったためにトラブル等が発生した場合には利用者の責任で解決するものとする。

第5 運用

1 データベースの公開

北海道は、このデータベースに登録したデータの全部または一部をホームページその他の方法により公開するものとする。

2 手数料

このデータベースの情報登録及び利用に係る手数料は、無料とする。

3 業務委託

北海道は、このデータベースの作成、更新、改良、保守点検及び公開その他運営に必要な業務を第三者に委託することができるものとする。

第6 データベースの変更・終了

1 北海道は、技術上の理由その他の理由により、情報登録者及び利用者に事前通知なしにこのデータベースに関する運営の条件、サービス内容、規約及びソフトウェアを含むシステムの変更ができるものとする。

2 北海道は、技術上の理由その他の理由によりこのデータベースの運営を情報登録者及び利用者に事前通知なしに終了することができるものとする。

第7 登録対象商品

データベースに登録できる商品は、次に掲げる要件に該当する道産建設資材とする。

- 1 北海道内の事業所において、製造又は加工がなされたものであること。
- 2 工事受託業者の用に供する資材であること。
- 3 同一の商品として、年間を通じて安定的に出荷できること。
- 4 北海道内の事業所において、次に掲げる行為のみが行われたものではないこと。
ア.選別、仕分け及び箱その他容器詰め、包装、梱包
イ.商品や包装にマークを付けまたはラベルその他の表示を貼付若しくは添付

第8 情報登録の申し込み資格

- 1 北海道内に事務所または事業所を有し、上記第7の要件に該当する道産建設資材を製造または加工する者(個人、法人及び法人以外の団体の別を問わない。)
- 2 法人及び法人以外の団体が申し込みをするときは、道内に所在する事業拠点若しくは道産建設資材を製造または加工する工場等のいずれか一方の者が行うものとする。

第9 登録手続き

1 登録

- (1)情報の登録の申し込みは、別に定める「登録申込書」(様式第1号)により行うものとする。
- (2)「登録申込書」の提出方法及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	提出先
ア 郵送 イ 持参 (書面による形式によるほか別に定める電子媒体の形式による) ウ 電子メール	申込者の事務所または事業所が所在する総合振興局又は振興局商工働観光課に提出するものとする。 北海道経済部地域経済局中小企業課のメールアドレスに送信するものとする。 メールアドレス (keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp)

- (3).上記(1)の提出には、別に定める資料を添付するものとする。
- (4).北海道は、受理した「登録申込書」及び添付資料について、データベースの規格及び趣旨に適合するよう当該申し込みをした者に対し補正を求めることができるものとする。
- (5).北海道は、情報の登録を希望する商品及び「登録申込書」の提出者がこの要領に定める要件に適合しないと認めるとき、または上記(4)の補正の求めに応じないときは、当該申し込みをした者に対し登録をしない旨を通知するものとする。

2 変更登録

- (1).情報登録者は、登録した情報に変更が生じたときは、速やかに、別に定める「登録申込書」(様式第1号)により変更登録を申し出るものとする。
- (2).上記(1)の申し出には、上記1の(2)の規定を準用するものとする。

3 登録抹消

- (1).情報登録者は、登録した商品の製造、加工及び商取引を中止したときまたはデータベースへの登録を取り下げようとするときは、速やかに、別に定める「登録申込書」(様式第1号)により登録抹消を申し出るものとする。
- (2).上記1の申し出には、上記1の(2)の規定を準用するものとする。

第10 登録の削除

北海道は、次の事項に該当するときは情報登録者に事前通知なしで直ちに登録を削除することができるものとする。

- 1 第7及び第8の規定に適合しないとみとめられたとき
- 2 登録した事項に虚偽または誇大な内容が含まれていると認められたとき
- 3 当該商品が法令などに定められている基準等に適合していないと認められたとき
- 4 当該商品に係る注意、勧告等行政機関による処分が行われたとき
- 5 報道その他の情報手段により、登録した商品の製造、加工及び商取引を中止したことがあ

きらかなとき

6 その他情報登録者がこの要領の規定に違反したとき

第11 改正

この要領の改正について、北海道が改正内容を通知またはホームページへの掲載による告知をした後において、このデータベースへの情報登録及びデータベースの利用を継続した場合には、情報登録者及び利用者は改正された要領を承諾したものとする。

第12 要領に定めのない事項

データベースの規格その他この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

第13 本件に係る事務

本件に係る事務は経済部地域経済局中小企業課が所掌する。

附 則

この要領は、平成16年12月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年3月31日から施行する。